

ES(社員満足度)向上による若手人材確保・定着事業助成金 Q&A

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
申請手続全般について			
1	共通	電子申請をしたいのですが、電子データの添付ができません。直接持参して提出してもよいですか。	電子データの添付ができない場合は、郵送で申請してください。来所による持参提出は受け付けておりません。郵送の場合には、簡易書留等配達記録の残る方法でお送りください。書類到着の有無に関するお問い合わせには応じられません。(書類の到達確認は、郵便局の追跡サービスをご利用ください。)
助成対象事業者の要件について			
2	事業者要件	登記上の本店所在地と本社機能を持つ事業所地とが異なる場合、又は登記上の本店所在地が都外の場合、都内事業所の水道光熱費の請求書、領収書又は賃貸借契約書等を提出することになっていますが(募集要項「支援申込 提出書類一覧表」)、水道光熱費の請求書・領収書はいつの利用分を提出すればよいですか。	水道光熱費の請求書・領収書は、前月または前々月のものを提出してください。
3	従業員について	6か月以上雇用されている従業員が一人しかおらず、その従業員は現在休業中です。申請できますか。	休業中の従業員であっても、支給申請日時点において、都内に勤務する常時使用する従業員で、雇用保険の被保険者であり6か月以上継続して雇用している従業員がいれば、申請可能です。
4	従業員について	常時使用する従業員に役員は含まれますか。	原則として役員は従業員に含めません。ただし、例外としてハローワークで「兼務役員」として認められている場合は従業員とみなされますので、兼務役員であることを証明する書類(兼務役員実態証明書等)の写しを提出してください。
5	従業員について	「支援申込日時点において、常時使用する若手(35歳未満)従業員のうち過去3年以内に採用した総数が、常時使用する従業員の総数の10%以下であること」とありますが、合計採用数にはすでに退職してしまった若手従業員も含まれますか。	既に退職している若手従業員は含みません。支援申込日時点で在籍する常時使用する若手従業員で算出してください。
6	従業員について	「支援申込日時点において、常時使用する若手(35歳未満)従業員のうち過去3年以内に採用した総数が、常時使用する従業員の総数の10%以下であること」とありますが、若手従業員か否かは、採用日時点の年齢で判断すればよいですか。	お見込みのとおりです。
支援申込について			
7	支援申込	個人事業主です。開業届を紛失してしまったのですが、どうしたらよいですか。	都税事務所に提出した「事業開始等申告書」の写しをご提出ください。
8	支援申込	法人住民税・法人事業税の納税証明書で、法人事業税の納付額が0円の場合は、法人住民税の納税証明書のみを提出すればよいですか。	課税がない場合でも、法人事業税の納付額0円が記載された納税証明書の提出が必要です。非課税の場合は、課税対象とならない理由が示された書類を提出してください。
9	支援申込	電子申請を検討しています。GビズIDの取得にはどれくらい時間がかかりますか。	GビズIDプライムのアカウント取得には、デジタル庁のGビズID運用センターによる審査があり、審査にかかる時間はオンライン申請では最短で即日、書類郵送申請では1週間程度です。日程に余裕をもってご準備ください。 (※Jグランツの公式HP(下記URL)にて詳細をご確認ください) https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow
専門家派遣について			
10	専門家派遣	専門家派遣には費用がかかりますか。	費用はかかりません。
11	専門家派遣	専門家派遣は1回で終了することができますか。	取組計画については、専門家派遣終了後、専門家からの了承を得る必要がありますので、事業者の任意のタイミングで終了できるものではありません。

ES(社員満足度)向上による若手人材確保・定着事業助成金 Q&A

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
支給申請について			
12	支給申請	助成対象事業の実施予定期間が2年間で、1年目の支給決定を受けましたが、不測の事態により助成対象事業に取り組むことができませんでした。この場合、2年目の申請をすることはできますか。	支給決定された内容は、原則予定通り実施してください。①住宅の借上げ、②食事等の提供、③健康増進サービスの提供について、1つも取り組むことが出来なかった場合、2年目の申請をすることはできません。万一、不測の事態により、助成対象となる①住宅の借上げ、②食事等の提供、③健康増進サービスの提供のうち、1つしか実施できない見込みとなった場合は、速やかに財団に状況を報告してください。取組項目の変更が発生する場合等は、再度の専門家派遣を実施することがあります。ただし、「住宅の借上げ」に取り組む予定だったものの、入居希望がなく、住宅の借上げが発生しなかったときは、社宅規程を設けて利用対象従業員の要件及び費用負担について明記するとともに、若手人材の採用活動におけるPR及び社内周知等を行っている場合に限り、助成対象事業として取り組んだこととします。(精算額はゼロです。)
助成対象経費について			
13	助成対象経費	他の取引と相殺して支払った経費は助成対象になりますか。	現金、口座振込、口座振替以外の方法により支払われた経費であるため、助成対象外です。通常業務や他の取引と混合して支払が行われており、助成対象事業の経費が明確に区分できない経費も対象外です。(募集要項「助成対象外経費」参照)
14	助成対象経費	クレジットカード又はキャッシュレス決済により支払いをした場合には、助成対象となりますか。	現金又は申請事業者名義の口座振込又は口座振替で支払うことが原則です。ただし、売主側の事情によりこれらの支払方法が選択できない場合に限り、法人名義のクレジットカード払い(個人名義のクレジットカード払いは不可)も助成対象になります。その際は、クレジットカードの引落しが、実績報告日までに完了していなければなりません。支払いが完了していない場合は助成対象外になります。また、クレジットカード払いにより発生したポイント分は現金換算を行い、助成金申請額から減額して申請してください。
15	助成対象経費	過去に付与されたポイントを使用して支払いをした場合には、助成対象となりますか。	現金、口座振込、口座振替以外の方法により支払われた経費は助成対象外です。したがって、ポイント使用分の経費は助成対象外となります。現金、口座振込、口座振替の方法で支払う際に、一部ポイントを使用した場合は、その部分を差し引く必要があるため、使用したポイント分が確認ができる明細も一緒にご提出ください。
助成対象事業について			
16	住宅の借上げ	都外に借上げ社宅があるのですが、都内にはありません。この場合、助成対象になりますか。	助成対象になりません。「住宅の借上げ」については、都内・都外に関わらず、支援申込日から起算して1年前の日から支給申請日まで継続して助成対象事業者が借り上げる従業員用の住宅がないこと要件となります。
17	住宅の借上げ	借上げ住宅の利用対象従業員の要件に「若手従業員(35歳未満)であること」とありますが、入居した時点で35歳未満であれば、その後35歳を超えても問題ありませんか。	入居時点だけでなく、借上げ住宅を利用している期間を通じて35歳未満である必要があります。なお、35歳未満で入居し、入居している途中で35歳の誕生日を迎える場合、35歳の誕生日の前々日(民法の規定上、誕生日の前日をもって満年齢に達したとみなされる為)までが助成対象となります。したがって、35歳の誕生日の前日以降は助成対象外となります。
18	住宅の借上げ	若手従業員の家族が同居する場合は、助成対象になりますか。	助成対象になりますが、家族が複数名住んでいる場合であっても、家賃(管理費・共益費を含む)に係る助成対象経費は、1戸あたり月82,000円が上限です。
19	住宅の借上げ	支給申請時に提出した物件概要書に記載されている物件と違う物件を借り上げることになりました。この場合、変更申請は必要ですか。	支給申請時の物件と違う物件を賃貸する場合であっても、変更後の物件から都内事業所まで、新幹線等の特別急行列車等を使用せずに通常の通勤経路の方法により通勤とした場合の片道が1時間半以内である場合には変更申請は不要です。ただし、助成額は、「住宅の借上げ」における支給決定額が上限となります。なお、不動産賃貸借契約締結後の更新時等の家賃の値上げについては、支給決定日から起算して1年間につき1回限り、事前の変更申請が可能です。事前に財団にご連絡の上、変更申請書を提出してください。

ES(社員満足度)向上による若手人材確保・定着事業助成金 Q&A

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
20	食事等の提供	小売店で弁当を購入する場合は、助成対象になりますか。	契約に基づく継続的かつ定期的な利用ではないため助成対象外です。弁当類の提供を検討している場合、「弁当類の定期的な配達」又は「弁当類の定期的な社内販売」として継続的かつ定期的な契約をサービス提供者と締結するもののみ対象となるため、ご注意ください。
21	食事等の提供	ウォーターサーバー等、食事等の提供に必要な機器の送料、設置費用、保守管理費は助成対象になりますか。	機器自体が助成対象と認められている場合には、それに係る送料、設置費用、保守管理費も助成対象になります。
22	食事等の提供	食事等の提供のため、都内事業所にキッチンを設置したいのですが、助成対象になりますか。	配線設備や給排水設備の新設・撤去等、建築工事にかかる経費は助成対象外です。
23	食事等の提供	35歳以上の従業員が利用した分も助成対象になりますか。	助成対象になります。
24	食事等の提供	設置型社食サービスに納入した飲食物が売れ残ってしまった場合、売れ残った飲食物に係る費用は助成対象になりますか。	設置型社食サービスで納入された飲食物の売れ残った分のうち、企業の負担割合に応じて算出した費用のみ助成対象となります。
25	健康増進サービスの提供	「都内事業所での実技講座」に取り組みたいのですが、都内事業所に従業員全員がエクササイズをする十分な広さがありません。この場合、都内で貸会議室を借りて実施しても、助成対象事業として認められますか。	都内事業所に実施できるスペースがなく、やむを得ず貸会議室等を借りる場合には、以下①②のいずれも満たす場合に限り、対象とします。またこの場合、貸会議室等のレンタル費用も助成対象となります。 ①貸会議室等が都内に所在していることが支払関係書類等から確認できること ②本事業の助成対象事業に係る実技講座であることが明示された貸会議室等(貸会議室等入口や室内に、助成事業者が実施する実技講座であることが看板・表示板等で明示されていること)で、助成事業者の従業員が参加していることがわかる画像が提出できること
26	健康増進サービスの提供	都内事業所で開催する健康セミナー(研修)に都外事業所の従業員が参加しても助成対象になりますか。	原則として、都内事業所勤務の従業員が対象となっていますが、セミナー(研修)が都内事業所で開催されており、都内事業所の従業員が参加している場合に限り、都外事業所勤務の従業員が参加していることを妨げるものではありません。
27	健康増進サービスの提供	35歳以上の従業員が利用した分も助成対象になりますか。	助成対象になります。
28	健康増進サービスの提供	社内で健康セミナーを実施するにあたり、併せてオンライン配信もする予定です。オンライン配信に必要なビデオカメラの購入費用は助成対象になりますか。	汎用性があり、他の用途にも使用可能なものの経費は助成対象外です。(募集要項「助成対象外経費」参照) 例)カメラ、マイク、PC等
29	健康増進サービスの提供	「従業員の健康管理を目的としたアプリ等の利用」で対象となるアプリはどのようなものですか。	「従業員の食生活管理・運動増進等を目的としたアプリ等」として普及しているものを対象とするため、以下の①及び②をいずれも満たしていることを要件とします。 ①アプリが原則「健康」「ヘルスケア」「フィットネス」に分類されるもので、従業員の食生活管理・運動増進等の健康管理ができることが対外的にも認められるものであること ②アプリのダウンロード数が1万件以上であること
30	健康増進サービスの提供	「従業員の健康管理を目的としたアプリ等の利用」で導入を検討しているヘルスケアアプリでは、従業員の健康管理を継続的に促すためのインセンティブ(ノベルティ)が含まれています。ノベルティが付随するアプリは対象になりますか。	従業員の健康管理を継続的に促す目的であり、かつ、そのインセンティブ(ノベルティ)を享受するのは当該従業員のみであれば、原則として対象となります。ただし、そのインセンティブ(ノベルティ)が著しく高価であるもの、従業員の健康管理以外の目的(販促等他の契約行為を目的とするもの)が考えられるもの等は対象外となります。個別案件については、専門家派遣時に当該事業者へ回答します。
31	健康増進サービスの提供	従業員の健康管理を目的としたアプリを導入する場合、全社体制で実施するため、都外事業所の従業員も使用することになります。この場合、助成対象になりますか。	従業員規模に応じた法人利用契約の場合、都外事業所の従業員数を加算しても、都内事業所の従業員数のみで利用する場合と料金が変わらない範囲でお認めします。個別案件については、専門家派遣時に当該事業者へご回答します。

ES(社員満足度)向上による若手人材確保・定着事業助成金 Q&A

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
実績報告について			
32	住宅の借上げ	1年目から「住宅の借上げ」に取り組む予定でしたが、入居を希望する若手従業員がいなかったため、住宅を借り上げることが出来ませんでした。この場合、「住宅の借上げ」に取り組めなかったことにより、2つ目の取組が認められなかったり、2年目の支給申請もできなくなるのでしょうか。	社宅規程を設けて利用対象従業員の要件及び費用負担について明記するとともに、若手人材の採用活動におけるPR及び社内周知等を行っている場合に限って、結果として入居希望の若手従業員がおらず、住宅の借上げが発生しなかったとしても、助成対象事業として取り組んだこととします。(精算額はゼロです。)
33	住宅の借上げ	「住宅の借上げ」に取り組んでいます。若手従業員が途中で退去しましたが、1か月後に別の若手従業員が入居しました。この場合、若手従業員の入退去に伴う期間の空室の1か月間の家賃については、助成対象となりますか。	社宅規程を設けて利用対象従業員の要件及び費用負担について明記するとともに、若手人材の採用活動におけるPR及び社内周知等を行っている場合に限って、若手従業員の入居前の空室期間又は退去後の空室期間が発生した場合においても、それぞれ最大3か月分に限り助成対象となります。ただし、精算額は事業者負担割合に応じて算出してください。
34	食事等の提供・健康増進サービスの提供	「食事等の提供」(設置型社食サービス、専用機械による飲料提供)、又は「健康増進サービスの提供」(都内事業所内での実技講座、都内事業所での座学講座、都内事業所で設置・共用する健康器具)に取り組んだ場合に提出する写真・画像データはどのようなものを提出すればよいですか。	取組内容がわかる写真を提出してください。備品等を複数購入又はレンタルした場合には、同じ商品であっても、その全ての備品について、個数が分かるように撮影してください。実技・座学講座を複数回実施する場合は、各実施分全ての写真の提出が必要です。
35	支払に係る証ひょう書類	個人事業主で、助成対象事業に係る経費の支払いは口座振込にしたのですが、金融機関の口座名義に屋号がなく、代表者個人名のものしかありません。提出書類として、どのようなものが必要ですか。	この場合、支払先から申請事業者名の領収書を発行してもらい提出していただくか、個人名義の金融機関口座でも、事業所としての決済口座であることがわかる経理帳簿などを提出していただき、私用の口座ではないことの確認をします。
36	支払に係る証ひょう書類	助成対象事業に係る経費は原則として口座振込ですが、ネットバンキングでの支払いの場合はどのような書類が必要ですか。	領収書、もしくは取引金融機関のWEB「振込完了画面」や「取引明細照会画面」、入出金明細一覧の帳票などで支払日、支払先及び支払金額等が確認できるものを提出してください。なお、「振込処理予定一覧表」では、支払処理が確定していないので、書類として受付できません。
37	共通	助成金が支給されるまでの期間を教えてください。	必要な提出書類がすべて揃い、内容に不備がないことの確認ができてから審査に入ります。そのため、期間についてはお答えできません。審査の過程では、内容の確認や追加書類の提出の依頼等、財団から申請企業へお問い合わせをさせていただく場合もございます。なお、審査の経過や結果に関するお問い合わせには応じておりません。
変更申請書について			
38	期間の変更	取組計画における助成対象事業の実施予定期間が1年の計画で支給決定されました。その後、取組を継続していく方針が変わったので、助成対象期間を3年に変更できますか。またその場合、必要な手を教えてください。	事前に東京しごと財団(03-5211-0397)にご連絡のうえ、変更申請書を提出してください。助成対象期間が1年を超えるときは、1年目の取組期間終了日から起算して3カ月前から2カ月前までの間に2年目の支給申請を行わなければなりません。また変更内容について承認された場合にのみ、期間の変更をすることができます。したがって、1年目の取組期間終了日から起算して3カ月前までに、変更申請の手続が完了していることが望ましいです。
39	価格改定等に伴う変更	助成対象事業として支給決定を受け、新たに契約したウォーターサーバーのリースについて、数か月後に値上げするという通知が来ました。価格改定に伴い、支給決定額を増額してもらうことは可能ですか。	事前に東京しごと財団(03-5211-0397)にご連絡のうえ、変更申請書を提出してください。支給決定金額の増額を伴う変更申請は、支給決定日から起算して1年間につき1回限りです。なお、支給決定金額の増額に係る変更申請は、以下の内容に限ります。また価格改定等に係る証ひょう書類の提出もあわせて必要です。 ①住宅の借上げ 不動産賃貸借契約締結後の更新時等の家賃の値上げ又は借上げ住宅の入居を希望する若手従業員数の増加 ②食事等の提供及び健康増進サービスの提供 各サービスの契約締結後のサービス料金等単価の値上げ ※②については、数量増加に伴う増額の変更申請は認められません。
その他			
40	給与課税	事業主が従業員の食事代や借上げ社宅の家賃の一部を負担すると、給与とみなされて課税等の対象になることがありますか。	従業員の負担割合等によっては、給与とみなされ、課税等の対象となることがあります。詳しくは税務署又は貴社の顧問税理士等にご相談ください。